

■ ツアー／プログラム 催行に関するガイドライン

【Ver.5.0】

合同会社 Discover Walks

制定：2007年2月22日

改訂：2010年2月28日

改訂：2015年1月31日

補訂：2016年1月15日

補訂：2016年9月30日

補訂：2018年1月5日

改訂：2019年11月1日

補訂：2020年11月30日

Ver. 5.0 改訂 2021年5月26日

1. ガイドレシオ

弊社のツアー及びプログラムにおけるガイドレシオは、下記のとおりとする。

- | | |
|---------------------|-------|
| A) 弊社の実施する全ての日帰りツアー | 1 : 4 |
| B) " 全ての宿泊ツアー | 1 : 4 |

2. 気象に関するもの

※確認する気象情報

気象データは以下の情報を収集し、必要に応じて他の情報も確認する。

気象庁ホームページ (気象予報全般の情報)	●気象警報、注意報 ●衛星画像 ●地上天気図 ●高層天気図 (700hpa, 500hpa, 300hpa) ●レーダーナウキャスト、アメダス ●解析雨量・降水短時間予報 ●天気予報
--------------------------	---

その他活用する情報	◎XバンドMPレーダー (雨量、雲量) ◎GPV予想 ◎MICS (海保) 風速風向 ◎沿岸波浪予想 波高 ◎NOAA、EUMETSATの解析データ
-----------	--

※催行の判断基準・可否基準

気象状況による実施の可否について、以下の場合は中止とする。

催行中止

① 警報・注意報等の発令の有無による判断基準

【警報】種類に関わらず、警報発令時は中止

【注意報】対象注意報は左記のとおり：大雨、洪水、強風、雷、波浪、風雪

→大雨・洪水又は大雨・雷のように**対象注意報が2つ以上発令時は催行中止**する。

② 地理的条件や気象状況の変化による判断基準

- ・ 局地的変則風（いわゆる突風）例：ダウンバースト、ガストフロント
- ・ 交通や工事の関係で危険が認められる日
- ・ 明らかに雷鳴がしている場合 又は 積乱雲の発達や接近が予測される場合
- ・ 熱帯低気圧及び温帯低気圧の接近通過や気圧配置により暴風が予想される場合

3. 人的条件による判断基準

※旅行業約款の契約解除事由に準じるものとする。

- ・ 参加者の心身の健康状態が悪い場合
- ・ 参加者が安全確保に必要なガイドの指示に協力しない場合
- ・ 活動に応じた服装、装備ができていない場合
- ・ 参加者の認知機能に明らかな疑義がある場合

なお、ツアー／プログラム実施中に気象等の急変により、スルーガイド又はローカルガイドが催行中止を判断した場合、参加者はこの指示に従うものとする。

また、ガイドは参加者に対する説明義務を負う。

COVID-19 未収束下においては、別途規定の「ガイドツアーにおける健康・衛生面におけるプロトコル」に定める条件を満たさない場合はツアーを中止する。

4. その他重要事項

上記の第一項（ガイドレシオ）及び第二項（気象に関するもの）以外の催行に関するガイドラインは、第3種旅行業たる弊社においては、旅行業法及び旅行業法施行規則、弊社が登録し用いる標準旅行業約款、観光庁より発せられる諸通達に準じるものとする。また、催行に関する契約についても同様とする。

以上